

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第73号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別養護老人ホームの運営についての重要事項)

第2条 条例第7条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 条例第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入所者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第29条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）第31条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(特別養護老人ホームの設備の基準)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第8条第2項に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火活動等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第10条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること

。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第10条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- (4) 便所 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ウ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- (5) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。
- ウ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。

- (6) 調理室 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。

- (7) 介護職員室 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 必要な備品を備えること。

- (8) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。

- ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- イ 必要な備品を備えること。

4 条例第10条第5項の規則で定める建物は、次に掲げる基準に適合する建物とする。

- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。）を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。

- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及び居室、静養室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分は、不燃材料により仕上げがなされていること。

- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下の幅にあっては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段に手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(入浴又は清拭)

第5条 条例第16条第2項の規定による入浴又は清拭は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

(感染症の予防等のための措置)

第6条 条例第26条第2項第1号の感染症の予防等のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催しなければならない。

(ユニット型特別養護老人ホームの運営についての重要事項)

第7条 条例第34条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニット（条例第32条第1項に規定するユニットをいう。以下同じ。）の数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用についての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準)

第8条 条例第35条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 居室、静養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第42条において準用する条例第8条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第42条において準用する条例第8条第2項に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火活動等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第35条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第35条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

- (2) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。
 - ウ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。

4 条例第35条第6項の規則で定める建物は、次に掲げる基準に適合する建物とする。

- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。
- (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分は、不燃材料により仕上げがなされていること。
- (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な通行に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段に手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（ユニット型特別養護老人ホームへの準用）

第9条 第3条及び第6条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同条第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する条例第29条第2項」と、同条第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する省令第31条第3項」と読み替えるものとする。

（地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）

第10条 条例第44条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 居室、静養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第48条において準用する条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第48条において準用する条例第8条第2項に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火活動等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第44条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第44条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。

カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。ただし、本体施設（条例第44条第7項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）

）が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設（同項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）については、医務室を必要とせず、イ及びウに掲げる設備を設けることで足りるものとする。

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。

ウ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって料理の運搬について衛生上適切な措置が講じられているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

(7) 介護職員室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(8) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

4 条例第44条第5項の規則で定める建物は、次に掲げる基準に適合する建物とする。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及び居室、静養室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分は、不燃材料により仕上げがなされていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下の幅にあつては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な通行に支障が生じないと認められる場合には、この限りでない。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段に手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(入浴又は清拭)

第11条 条例第46条第2項の規定による入浴又は清拭^{しき}は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

(運営推進会議)

第12条 地域密着型特別養護老人ホームは、おおむね2月に1回以上、条例第47条第1項に規定する運営推進会議（以下この条において「運営推進会議」という。）に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な意見、助言等を聴く機会を設けるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームへの準用)

第13条 第2条、第3条及び第6条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する条例第15条第5項」と、同条第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する条例第29条第2項」と、同条第5号中「第31条第3項」とあるのは「第59条において準用する省令第31条第3項」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準)

第14条 条例第50条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) 居室、静養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第52条において準用する条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第52条において準用する条例第8条第2項に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火活動等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第50条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第50条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(2) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、イ及びウに掲げる設備を設けることで足りるものとする。

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。

ウ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(3) 調理室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室にあつては、本体施設の調理室で調理する場合であつて料理の運搬について衛生上適切な措置が講じられているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

4 条例第50条第6項の規則で定める建物は、次に掲げる基準に適合する建物とする。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁並びに天井の室内に面する部分は、不燃材料により仕上げがなされていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前3項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下の幅にあつては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な通行に支障が生じないと認められる場合には、この限りでない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段に手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームへの準用）

第15条 第3条、第6条、第7条及び第12条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する条例第36条第7項」と、同条第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第29条第2項」と、同条第5号中「第31条第3項」とあるのは「第63条において準用する省令第31条第3項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年4月1日以前から存する特別養護老人ホームの建物については、第4条第3項第8号ア及び第10条第3項第8号ア（いずれも食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

3 平成30年3月31日までの間に病院の一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。）又は療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練

室は、第4条第3項第8号ア及び第10条第3項第8号アの規定にかかわらず、食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

4 平成30年3月31日までの間に診療所の一般病床又は療養病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第4条第3項第8号ア及び第10条第3項第8号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

5 平成30年3月31日までの間に病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、第4条第5項第1号、第8条第5項第1号、第10条第5項第1号及び第14条第4項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。

6 条例附則第8項の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) ユニット部分（条例附則第7項に規定するユニット部分をいう。以下この項において同じ。）の入居定員及びユニット部分以外の部分の入所定員

(4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(6) ユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(7) 施設の利用についての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

7 第3条及び第6条の規定は、条例附則第6項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条第3号中「第15条第5項」とあるのは「第15条第5項及び条例第36条第7項」と、同条第4号中「第29条第2項」とあるのは「附則第16項において準用する条例第29条第2項」と、同条第5号中「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第46号。以下「省令」という。）第31条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第5条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第46号。以下「省令」という。）第53条において準用する省令第31条第3項」と読み替えるものとする。

8 第3条及び第6条の規定は、条例附則第17項に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条第3号中「第15条第5項」とあるのは「第15条第5項及び条例第36条第7項」と、同条第4号中「第29

条第2項」とあるのは「附則第20項において準用する条例第29条第2項」と、同条第5号中「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第46号。以下「省令」という。）第31条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第5条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第46号。以下「省令」という。）第67条において準用する省令第31条第3項」と読み替えるものとする。